新潟県市町村総合事務組合公報　号外

平成 24 年 6 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合

目　　次

訓　令　　ページ

1　新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程 …… 1

訓　　令

新潟県市町村総合事務組合訓令第１号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成 21 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者　森　　民　夫

第２条第１号中「第１条第１項」を「第１条の４第１項」に改め、「第１条第３項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の２号を加える。

(5)　省令第 12 条の９第１項の申出書（以下「寄附申出書」という。）　別記第５号様式

(6)　寄附申出書に係る申出の変更又は撤回の申出書（以下「寄附変更撤回申出書」という。）　別記第５号様式の２

第３条第１項中「又は未支払請求書」を「、未支払請求書、寄附申出書又は寄附変更撤回申出書」に、「別記第５号様式」を「別記第６号様式」に改める。

第４条第１号中「別記第６号様式」を「別記第７号様式」に改め、同条第２号中「別記第７号様式」を「別記第８号様式」に改め、同条第３号中「別記第８号様式」を「別記第９号様式」に改め、同条第４号中「別記第９号様式」を「別記第 10 号様式」に改め、同条第５号中「別記第 10 号様式」を「別記第 11 号様式」に改め、同条第６号及び第７号中「別記第 11 号様式」を「別記第 12 号様式」に改め、同条第８号中「別記第 12 号様式」を「別記第 13 号様式」に改める。

第６条を第７条とする。

第５条中「、特例給付及び小学校修了前特例給付」を「及び特例給付」に改め、同条を第６条とする。

第４条の次に次の１条を加える。

（寄附の申出を受けたときの通知）

第５条　省令第 12 条の９第 2 項の規定による通知は、児童手当に係る寄附受領証明書（別記第 14 号様式）による。

別記第 1 号様式から別記第 12 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

児童手当・特例給付

□ 認定請求書　□ 額改定認定請求書
□ 現況届　□ 額改定届

年　月　日 提出

管理者　様	所属		氏名	印	所属長印
	住所		生年月日		
	配偶者の有無	有・無	配偶者の氏名		配偶者の職業	ア.被用者　イ.公務員　ウ.被用者でない者

児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印
	(ふりがな)		・ ・	同居・別居	年 月		有・無	同一・維持	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母			
	(ふりがな)		・ ・	同居・別居	年 月		有・無	同一・維持	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母			
	(ふりがな)		・ ・	同居・別居	年 月		有・無	同一・維持	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母			
	(ふりがな)		・ ・	同居・別居	年 月		有・無	同一・維持	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母			
	(ふりがな)		・ ・	同居・別居	年 月		有・無	同一・維持	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母			

譲渡所得の有無	有・無	扶養親族等及び児童の数　人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　人)	所得の状況	年分所得額　円	※控除後の所得額　円	※所得制限限度額　円

※ 認定欄 (提出者は記入しないでください)

年　月　日 受付

区分	支給開始年月	手当月額	□認定 □改定 □却下 年月日	決裁者				公印使用許可
・児童手当 ・特例給付	年　月	3歳未満分　円 3歳以上小学校修了前分　円 小学校修了後中学校修了前分　円 計　円	通知 年月日					・ ・ 部 個

年分所得の合計額	控除					
	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額 障　人・特障　人	寡婦・寡夫・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除
円	円	円	円	円	円	80,000 円

別記第2号様式(第2条関係)

児童手当・特例給付　氏名 住所　変更届

年　月　日 提出

様	所属		氏名	印	所属長印

受給者	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	電話　(　)
	変更年月日		・ ・
支給対象となる児童	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	電話　(　)
	変更年月日		・ ・
	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	電話　(　)
	変更年月日		・ ・
	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	電話　(　)
	変更年月日		・ ・

備考		決裁者			

年　月　日 受付

別記第３号様式（第２条関係）

児童手当・特例給付　受給事由消滅届

年　月　日 提出

管理者　　様	所 属		所属長印
	氏 名	印	
	住 所		
消滅した受給事由 （該当するものを○で囲んでください。）	1 受給者が公務員でなくなった。 2 児童について、次の事実が生じた。 (1) 死亡した。 (2) 監護しなくなった。 (3) 生計を同じくしなくなった。 (4) 生計を維持しなくなった。 (5) 日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く。）。 (6) 里親等へ委託された、又は児童福祉施設等へ入所した。 (7) その他（　　） 3 その他（　　）		
2の場合における児童の氏名			
消滅事由の発生した年月日	・　　・		

年　月　日受付

通 知　　年　月　日	決裁者			

別記第4号様式（第2条関係）

未支払 児童手当・特例給付 請求書

管理者　　様　　年　月　日 提出

請求者	氏　名	印	住　所	
受給資格があった者（死亡者）	氏　名		死亡した年月日	・　・
	住　所			

支給対象であった児童	氏　名	住　所

請求の内容	請　求　期　間	・　月分から ・　月分まで	請求金額	円

年　月　日 受付

支給決定　　年　月　日	決裁者			
請求却下　　年　月　日				
通　知　　年　月　日				

別記第５号様式（第２条関係）

児童手当
特例給付　に係る寄附の申出書

（寄附先）管理者　　様

私は、児童手当法第22条の２第１項の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、管理者から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同じです。）の額のうち、以下の額につき、当該児童手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

□児童手当等の全部 （各月の手当額の全額を寄附）	計　　円	
□児童手当等の一部 （各支払期ごとに右の額を寄附）	年 ６ 月支払期 （ 2月分 ～ 5月分 ）	計　　円
	年 10 月支払期 （ 6月分 ～ 9月分 ）	計　　円
	年 2 月支払期 （ 10月分 ～ 1月分 ）	計　　円

（注）学校給食等の徴収及び保育料の特別徴収がある場合は、それらの額を控除した後の額とします。

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

別記第５号様式の２（第２条関係）

児童手当　寄附変更申出書
特例給付　寄附撤回申出書

（寄附先）管理者　様

私は、児童手当法第22条の２第１項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更　・　寄附の撤回

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区　分	寄附額	
□児童手当等の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計　　円	
□児童手当等の一部（各支払期ごとに右の額を寄附）	年10月支払期 （6月分～9月分）	計　　円
	年２月支払期 （10月分～１月分）	計　　円
	年６月支払期 （２月分～５月分）	計　　円

（注）　寄附額は、支給される児童手当等から学校給食等の徴収及び保育料の特別徴収がある場合は、それらの額を控除した後の額の範囲内とします。

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

別記第6号様式(第3条関係)

児 童 手 当 ・ 特 例 給 付 受 給 者 台 帳

住所			氏名				生年月日	年　月　日				
	年　月　日変更		配偶者の有　無	有 ・ 無	配偶者の氏　名		配偶者の職　業	ア. 被用者　イ. 公務員　ウ. 被用者等でない者				
児童	氏名	続柄	生年月日	同居別居の　別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有　無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日 3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	非該当年月日
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・
			・　・	同・別	年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・　・	・　・	・　・	・　・

扶養親族等及び児童の数	人	認定年月日	支給開始年月	手当月額	
うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	・　・	・	3歳未満分	円
所得の状況	年分所得額 円	支給事由消滅年月日 ・消滅事由		3歳以上小学校修了前分	円
		・　・		小学校修了後中学校修了前分	円
備考	区　分 ・児童手当 ・特例給付	(消滅事由)		計	円

氏　名

児 童 手 当 支 払 記 録

区分＼年度		平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
現況届	届出の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	被用者又は公務員か否かの別	被 ・ 公 ・ 非被	被 ・ 公 ・ 非被	被 ・ 公 ・ 非被	被 ・ 公 ・ 非被
	前年の所得額	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	(　人)	(　人)	(　人)	(　人)
	区　分	児 童 手 当 特 例 給 付	児 童 手 当 特 例 給 付	児 童 手 当 特 例 給 付	児 童 手 当 特 例 給 付
	備　考				
支払金額 10月期	支払年月日				
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①−②−③−④)	円	円	円	円
2月期	支払年月日				
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①−②−③−④)	円	円	円	円
6月期	支払年月日				
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①−②−③−④)	円	円	円	円
	備　考				

別記第７号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

　　様

管理者　　印

児童手当
特例給付　認定通知書

　　年　　月　　日付けで請求のありました 児童手当 特例給付 については、次のとおり認定しましたので通知します。

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

１　支給対象児童数	３歳未満	人
	３歳以上小学校修了前	人
	小学校修了後中学校修了前	人
	計	人
２　区　分	児　童　手　当 特　例　給　付	
３　手　当　月　額	３歳未満	円
	３歳以上小学校修了前	円
	小学校修了後中学校修了前	円
	計	円
４　支給開始年月	年　　月から	

５　支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由
（　　）

別記第８号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

　　様

管理者　　印

児童手当
特例給付　認定請求却下通知書

　　年　　月　　日付けで請求のありました 児童手当 特例給付 については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

（却下した理由）

別記第９号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

　　様

管理者　　印

児童手当
特例給付　額改定認定通知書

児童手当
特例給付　の額の改定については　請求、届出
職　権　により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

１　改定後の支給対象児童数	３歳未満	人
	３歳以上小学校修了前	人
	小学校修了後中学校修了前	人
	計	人
２　区　分	児　童　手　当 特　例　給　付	
３　改定後の手当月額	３歳未満	円
	３歳以上小学校修了前	円
	小学校修了後中学校修了前	円
	計	円
４　改定年月日	年　月　日から	
５　改定（増・減額）の理由 （　　）		

別記第10号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

　　様

管理者　　印

児童手当
特例給付　額改定認定請求却下通知書

年　月　日付けで請求のありました 児童手当 特例給付 の額の改定については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

（却下した理由）

別記第11号様式(第4条関係)

第　　号
年　月　日

＿＿＿＿＿＿様

管理者　　印

児童手当
特例給付　支給事由消滅通知書

次のとおり 児童手当 特例給付 の支給事由が消滅しましたのでお知らせします。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

1　消滅した日　　年　月　日
2　消滅の理由

別記第12号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

＿＿＿＿＿＿様

管理者　　印

未支払 児童手当 特例給付　支給決定 請求却下 通知書

年　月　日付けで請求のありました未支払 児童手当 特例給付 の支給については、次のとおり 支給することに決定 請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

1　支払期間　　年　月分から
　　年　月分まで
2　支払金額　　円
3　支払年月日　　年　月　日
4　却下の理由

別記第12号様式の次に次の２様式を加える。

別記第13号様式（第４条関係）

第　　号
年　月　日

＿＿＿＿＿＿様

管理者　　印

児童手当
特例給付　支払差止通知書

次のとおり 児童手当 特例給付 の支給を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

１　支払差止額　　円

２　支払差止期間　　年　月分から
　　年　月分まで

３　支払差止事由

別記第14号様式（第５条関係）

児童手当
特例給付 に係る寄附受領証明書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

金＿＿＿＿＿＿＿＿円也

児童手当法第８条第４項の規定に基づき　　年　月　日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第22条の２第１項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年　月　日

管理者　　印

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から実施し、改正後の第２条から第７条までの規定（「以下「改正後の規定」という。）は、平成 24 年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　この規程の実施の日前においてなされた児童手当に関する手続については、改正後の規定に基づいてなされたものとみなす。